

4.

ご家族に高齢者がいる方へ

仕事をしながら、高齢者のお世話をされている方に、役立つ情報をご紹介します。



(1)介護保険サービス

介護保険のサービスを利用するためには、市へ申請し、要介護認定を受ける必要があります。

■認定までの流れ

① 要介護認定の申請

- 申請の受付は、市役所（介護保険課）、各支所で行っています。
- 本人または、ご家族の方などが、申請することができます。
- 居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設等へ申請の代行を依頼することもできます。

② 訪問調査と主治医（かかりつけ医）の意見書

- 市職員や市から委託を受けた事業者の調査員がお伺いし、お体の状態などの聞き取り調査を行います。
 - また、主治医に医学的な見地から意見書を提出していただきます。
- ※ 日頃から主治医をもちましょう。

③ 介護認定審査会での審査・判定

- 訪問調査の結果と主治医の意見書をもとにして、専門家による介護認定審査会で、介護が必要かどうか、どの程度の介護が必要かを審査・判定します。
- 認定は、要支援 1～2・要介護 1～5 の 7 段階です。
要介護度に応じて定められた支給限度額の範囲内で、介護保険のサービスを利用することができます。
- 認定結果は、文書で通知します。

■在宅サービス

ケアマネジャーの作成したケアプランに沿って利用します。

(1) 自宅で利用できるサービス

- ①訪問介護（ホームヘルパーの訪問）
- ②訪問入浴介護（浴槽を持ち込み、入浴介護を行なう）
- ③訪問看護（看護師などの訪問）
- ④訪問リハビリテーション（リハビリの専門職が訪問）
- ⑤居宅療養管理指導（医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士及び看護職員による指導）

(2) 日帰りで利用できるサービス

- ①通所介護（通所介護施設へ行って入浴・食事・機能維持・改善のためのサービスなどを受ける）
- ②通所リハビリテーション（医療施設などで機能維持・改善のためのサービスを受ける）

(3) 施設に一時的に宿泊（入所）して介護を受けるサービス

- ①短期入所生活介護（特別養護老人ホーム等に短期間宿泊して介護を受ける）
- ②短期入所療養介護（介護老人保健施設等に短期間宿泊して介護を受ける）

(4) その他のサービス

- ①福祉用具の貸与（車イス・特殊寝台などの貸与）
- ②福祉用具の購入（腰掛け便座などの購入費の支給）
- ③住宅改修（手すりの取り付け、段差解消などの改修費の支給）
- ④特定施設入居者生活介護（指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所中に受ける介護サービス）

■施設に入所・入院するサービス（※要支援1・2の人は利用できません。）

- (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：原則要介護3以上の常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受ける。）
- (2) 介護老人保健施設（状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を受ける。）
- (3) 介護療養型医療施設（長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護リハビリテーションなどを受ける。）

■地域密着型サービス（原則として松戸市民の人だけが利用できるサービス）

- (1) 小規模多機能型居宅介護（通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受ける。）
- (2) 認知症対応型通所介護（認知症の高齢者が、食事や入浴などの日常生活上の世話や機能訓練、専門的なケアなどのサービスを日帰りで受ける。）
- (3) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム：認知症の高齢者が、共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受ける。）
※要支援2・要介護1～5の人が利用できるサービスです（要支援1の人は利用できません。）
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム：入所定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、原則要介護3以上の常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護を受ける。）
※原則要介護3～5の人が利用できるサービスです（要支援1・2及び要介護1・2の人は利用できません。）
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問してもらい、介護や看護、緊急時の対応などを受ける。）
※要介護1～5の人が利用できるサービスです（要支援1・2の人は利用できません。）
- (6) 看護小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることと、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを受ける。）
※要介護1～5の人が利用できるサービスです（要支援1・2の人は利用できません。）

問い合わせ 松戸市 介護保険課 給付班 電話 047-366-7067